

平成12年12月21日

於 衆議院憲法調査会

21世紀日本の社会 科学・技術の観点から 発言要旨

村上 陽一郎

国際基督教大学教授

東京大学名誉教授

1. 科学の制度化は、西欧からひどく遅れたわけではなかった。西欧でも、専門的な「科学者」が社会のなかで認められるようになったのは、19世紀かなり入ったころである。ヨーロッパの大学が理学部を設け始めるのは、1875年前後であって、1877年に東京大学が発足したとき、法、医、文、理の四学部を備えていたことは、欧米の大学に比べても新しい形式であった。その一つは理学部を持ったことであり、もう一つ、神学部を持たなかったことである。これは当時の欧米の大学の理念からすれば欠格を意味するものであった。
2. 東京大学と並行して、工部大学校が同じ年に設立された。これは19世紀になると欧米諸国で（大学とは全く別個に）技術学校が次々に設立されたことを反映している。技術、工学は大学という制度とは全く馴染まなかったからである。ところが、1886年、東京大学は工部大学校を吸収して、世界で最初の工学部を備えた総合大学となった。1897年に出来た第二の大学である京都帝国大学は最初から工学部を備え、その学生数は全体の学生数の40パーセントを占めていた。
3. 工部大学校や初期（東京）帝国大学工学部に進学した学生の70パーセント以上が士族の出身であった、という統計がある。医学部や法学部では、その割合は50パーセントに満たなかったことを考えれば、また、知的エリートが工学系に進まないことを今日でも嘆いているイギリスなどと比べると、日本の社会の特異性がはっきりする。現在大学に在籍する学生の理系と工系との比率は、実に1対8である。この数字もまた世界にほとんど類例を見ない。一言で言えば、日本には、特に知識階級においては、欧米に見られるような技術や工学に対する偏見が存在してこなかったことになる。
4. このような日本社会の特性が、とりわけ戦後の産業技術の発展や、経済的繁栄の背景にあったことは認めてよい。
5. 実際、欧米でも、とくに第二次世界大戦の後、もともと科学者個人の好奇心を拠所に進められてきた科学研究が著しく性格を変え始めた。科学研究

には本来クライアントが存在しない、という特徴があった。もし敢えてあるというならば、それは自分自身が、専門を同じくし、あるいは好奇心を同じくする僅かな数の同僚であり、仲間であった。ところが、第二次世界大戦後、科学研究には明確に外部のクライアントが生まれた。軍事、医療、教育、通信・運輸など中央・地方を問わず政府の様々なセクターが、開発の使命を設定し、研究者はこれに応じてその使命を請け負う、というようなパターンが現われた。プロジェクト型のこうした研究では、資金の援助も「ギヴ・アンド・テイク」に変貌する。

6. このような科学は、限りなく技術に接近していると言える。
7. さらにこのパターンでは、国家や行政機構の政策が、研究の動向を支配する形になり易い。評価も、技術の場合と同じように、請け負った使命を達成したか否か、という基準が柱となる。
9. その結果、社会は隅々まで科学研究の成果が浸透することになり、社会の成員の生から死までのすべての局面を、科学の結果が左右し、影響を与え、時には支配するようになっていく（後に触れる医療を見よ）。
- 10 その点を考えると、現在のように理科系と文科系とに二分されるような教育は、明らかに時代に合わなくなる。理系の生徒、学生には、人間や社会についての洞察力を養うことが、そして非理科系の生徒、学生には、現在の科学や技術の可能性や本質についての洞察力を養うことが、ともに強く求められなければならない。
10. しかし、一方で、そのような状況にあるからこそ、そしてすでに述べたように、日本社会がどちらかと言えば科学研究を技術に近いところで理解し、進展させてきたがゆえになおさら、社会の役に立つ、経済的利益を齎す、国運の上昇に寄与する、などということから一切離れて、自然の謎に謙虚に立ち向かい、理解できることに静謐な喜びを、そして理解を超えたものに対しては敬虔に頭を垂れて跪くことの喜びをも味わうような、そうした「科学」のあり方を、より積極的に日本社会のなかに根付き、そうした営みに価値を認める社会を目指したい。
11. 他方、社会に浸透する科学・技術の成果に関しては、十分な情報が公衆に開示されることが必要である。情報社会とは、社会の成員が自らの意志、判断、行動によって社会に参画するに当って、その基礎となる情報が常に十分に提供されている社会を言う。現在の日本社会は、多くの点で依然として超えがたい壁がある。これを壊していくことこそ、もう一つに日本が目指すべきポイントであろう。
12. 生命科学の進展との関係でもう一言しておきたい。現在のドイツの憲法（正確には「基本法」Grundgesetz と呼ばれる）では、その第一条に「人

間の尊厳は手を触れることができない」という趣旨の条文がある。現在の生命科学、医療（例えば生殖補助技術）の展開のなかで、この条項は極めて重い意味を持ち始めている。現在問題となっている、随胎に関して条件つきで違法性の阻却を定めた法律に対する最高裁の判断もまた、これを根拠にしている。日本では中絶胎児の処理などに関して、どちらかと言えば暗々裏に様々な扱いが行われてきたが、少なくとも憲法のなかに、こうした条文が必要な事態になっているのではないか。

参考となる自著

- 『科学者とは何か』（新潮社）
- 『生と死へのまなざし』（育士社）
- 『文明のなかの科学』（同上）
- 『科学・技術と社会』（光村教育図書）
- 『科学の現在を問う』（講談社現代新書）など。